

大個審答申第 144 号
令和 3 年 4 月 27 日

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市個人情報保護審議会
会長 金井 美智子

答申書

大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 45 条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から令和 2 年 3 月 4 日付け大中窓第 215 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審議会の結論

実施機関が、令和 2 年 1 月 10 日付け大中窓第 175 号により行った部分開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示請求

審査請求人は、令和元年 12 月 27 日、条例第 17 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、「平成 30 年 12 月から現在までの私の住民情報を取得した第三者について」を求める旨の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報を「特定日付け住民票の写し等請求書」及び「特定日付け住民票の写し等職務上請求書」にそれぞれ記録された情報（以下「本件情報」という。）と特定した上で、「特定日付け住民票の写し等請求書」については、「申請者の住所、氏名、生年月日、世帯主との続柄、連絡先、本人確認資料」、「請求対象者の住民票の住所及び記載する必要な人の氏名」、「使用目的」、「提出先」を、「特定日付け住民票の写し等職務上請求書」については「利用目的の内容」、「業務の種類」、「依頼者の氏名又は名称」、「使者の氏名」、「利用目的の種別及び内容」、「筆頭者の氏名欄中筆頭者の氏名及び生年月日以外の項目」、「法人等の印影」をそれぞれ開示しない理由を次のとおり付して条例第 23 条第 1 項に基づき、本件決定を行った。

記

条例第 19 条第 2 号に該当
(説明)

「申請者の住所、氏名、生年月日、世帯主との続柄、連絡先、本人確認資料」、「請求対象者の住民票の住所及び記載する必要な人の氏名」、「使用目的」、「提出先」、「利用目的の内容」、「業務の種類」、「依頼者の氏名又は名称」、「使者の氏名」については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報そのもの又は他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人が識別される情報であると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。

条例第 19 条第 3 号に該当

(説明)

法人の印影については、法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、開示することにより偽造等のおそれがあり、当該法人等の事業運営が損なわれるおそれがあると認められ、かつ同号ただし書にも該当しないため。

3 審査請求

審査請求人は、令和 2 年 2 月 3 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条第 1 号に基づき、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

本件決定を取り消し、「特定日付け住民票の写し等職務上請求書」の黒塗りとなっている「利用目的の内容」「業務の種類」の公開決定を求める。

2 審査請求の理由

内容証明を送る際に、名前を調べる為に住民票を取ったという加害者の先方代理人の説明に矛盾が判明。住所、氏名が既に分かっているにも関わらず、殊更に子供も含む家族全員の住民票を入手する必要はなく、職務権限の範疇を超えて請求している。

加害者側に家族全員の住民票が渡っている可能性が高く身の危険を感じる為。

第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 事案の概要

住民票の写し等の交付に係る事務については、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号。以下「住基法」という。）の規定に基づき行われる。

住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し又は住民票に記載をした事項に関する証明書の交付を請求することができる（住基法第 12 条第 1 項）。

また、国又は地方公共団体の機関の請求による住民票の写し等の交付（住基法第 12

条の2第1項)、本人以外の者の申出による住民票の写し等の交付(住基法第12条の3第1項、第2項)が可能である。

本件情報は、住基法第12条の3第2項に基づき特定事務受任者である弁護士(以下「本件弁護士」という。)から実施機関に提出された審査請求人の住民票の写し等に係る職務上請求書に記録された情報であり、「住所」、「請求に係る者の氏名」、「利用目的」、「利用目的の内容」、「業務の種類」、「依頼者の氏名又は名称」、「請求者」等が記載されている。

2 本件決定を行った理由

審査請求人は、本件審査請求において、本件決定で実施機関が非開示とした部分のうち「利用目的の内容」及び「業務の種類」(以下「本件非開示部分」という。)の開示を求めている。したがって、これらの情報について非開示とした理由を以下で述べる。

本件非開示部分は、開示することで、その業務内容から推定して、「依頼者の氏名又は名称」まで明らかとなり、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる可能性があることから、条例第19条第2号本文に該当し、かつ同号ただし書ア、イ及びウのいずれにも該当しないとして、非開示としたものである。

また、本件決定では述べていないが、弁護士は弁護士法(昭和24年法律第205号)第23条で守秘義務を課せられており、当該業務は守秘義務の対象となる情報であり開示することを予定していない。これを実施機関が開示することで、当該弁護士がどのような受任内容をもって職務上請求を行っているのかが依頼者以外の第三者に明らかとなり、依頼業務が円滑におこなわれることが阻害されるおそれがあることから、条例第19条第3号にも該当すると考える。

審査請求人は「内容証明を送る際に、名前を調べる為に住民票を取ったという加害者の先方代理人の説明に矛盾が判明。住所、氏名が分かっているにもかかわらず、殊更に子供も含む家族全員の住民票を入手する必要はなく、職務権限を超えて請求している。」と主張しているが、実施機関としては、「住民票の写し等職務上請求書(住基法第12条の3第2項による申出)」により請求があり、当該申出を相当と認めたため、住民票の写しを交付したものである。

さらに「加害者側に家族全員の住民票が渡っている可能性が高く身の危険を感じる為」条例第19条第2号ただし書イに該当する旨主張しているが、現時点において、人の生命・身体・健康・生活又は財産を保護するため、開示が必要であると認められる特段の事情があるとは認められないため、条例第19条第2号ただし書イには該当しないと判断する。

第5 審議会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的人権を擁護し、市政の適正

かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

しかしながら、条例は、すべての保有個人情報の開示を義務付けているわけではなく、第19条本文において、開示請求に係る保有個人情報に同条各号のいずれかに該当する情報が含まれている場合は、実施機関の開示義務を免除している。もちろん、第19条各号が定める非開示情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定める趣旨を十分に考慮するとともに、当該保有個人情報の取扱いの経過や収集目的などをも勘案しつつ、条例の上記理念に照らして市民の権利を十分に尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 本件情報について

本件情報は、特定日に本件弁護士が実施機関に提出した住民票の写し等職務上請求書に記録された情報である。

当審議会において上記職務上請求書を見分したところ、日本弁護士連合会統一用紙が用いられ、「請求の種別」、「住所又は本籍」、「世帯主・筆頭者の氏名」、「法12条の3第7項による基礎証明事項以外の事項」、「請求に係る者の氏名」、「利用目的」、「利用目的の内容」、「業務の種類」、「依頼者の氏名又は名称」、「請求者 事務所所在地、事務所名、氏名、登録・電話番号」、「使者(事務職員限定) 住所、氏名」の各欄で構成されている。

3 本件情報について実施機関が非開示とした部分について

本件決定においては、「利用目的の内容」、「業務の種類」、「依頼者の氏名又は名称」の各欄に記録された情報、「請求者 事務所所在地 事務所名 氏名、登録・電話番号」欄に記録された本件弁護士に係る職印の印影並びに「使者(事務職員限定) 住所、氏名」欄に記録された使者の氏名が非開示とされており、その他の情報については開示されていることが認められる。

4 争点

実施機関は、本件請求について、本件非開示部分が条例第19条第2号に該当するとして本件決定を行ったのに対し、審査請求人は、本件決定を取り消し、本件非開示部分の開示を求めるとして争っている。

したがって、本件審査請求における争点は、本件非開示部分の条例第19条第2号該当性である。

なお、実施機関は意見書において、本件非開示部分が条例第19条3号にも該当すると主張していることから、本件非開示部分の条例第19条第3号該当性についても検討することとする。

5 本件非開示部分の条例第19条第2号該当性について

(1) 条例第19条第2号について

条例第 19 条第 2 号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報…であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」は原則的に開示しないことができると規定しているが、同号ただし書では、これらの情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報、イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が…公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しなければならない旨規定している。

(2) 本件非開示部分の条例第 19 条第 2 号該当性について

本件非開示部分は、本件弁護士が依頼者から受任したとされる業務及び依頼者が住民票の写しを利用する目的の具体的な内容であり、本件非開示部分と他の情報とを照合することにより、審査請求人において、依頼者が誰であるかを一定程度の確実さをもって推測することができ、結果として依頼者を識別できる可能性があることは否定できない。

したがって、本件非開示部分は、条例第 19 条第 2 号本文に該当し、かつ、その性質上、同号ただし書ア及びウのいずれにも該当しない。

(3) 本件非開示部分の条例第 19 条第 2 号ただし書イ該当性について

ア 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件情報について、本件弁護士が子も含む世帯全員の住民票を入手する必要はなく、職務権限を超えて請求しており、加害者とされる側に住民票が渡っていることにより身の危険を感じると主張していることから、条例第 19 条第 2 号ただし書イ該当性を検討する。

イ 本件非開示部分の条例第 19 条第 2 号ただし書イ該当性

本件情報は、弁護士の業務の範囲内のものと認められ、本件弁護士が職務権限を超えて請求したと直ちに判断することはできず、現実には不正取得が行われたという確証は得られなかった。

したがって、当審議会としては、審査請求人の主張する不正取得の事実が明らかでない中で、開示により得られる公益が非開示とすることにより得られる利益より優越するとまでは判断できず、審査請求人の世帯全員に係る住民票の写しが現に本件弁護士により取得されていることを考慮に入れたとしても、本件非開示部分が条例第 19 条第 2 号ただし書イに該当すると判断することはできない。

6 本件非開示部分の条例第 19 条第 3 号該当性について

(1) 条例第 19 条第 3 号について

条例第 19 条第 3 号本文は、法人その他の団体(以下「法人等」という。)や事業を

営む個人の事業活動や正当な競争は社会的に尊重されるべきであるとの理念のもとに、「法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は、原則として開示しないことができる」と規定している。

そして、この「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、①法人等又は事業を営む個人(以下「法人等の事業者」という。)が保有する生産技術上又は販売上の情報であって、開示することにより、当該法人等の事業者の事業活動が損なわれるおそれがあるもの、②経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、開示することにより、法人等の事業者の事業運営が損なわれるおそれがあるもの、③その他開示することにより、法人等の事業者の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれるおそれがあるものがこれに当たると解される。

(2) 本件非開示部分の条例第 19 条第 3 号該当性について

そもそも本件非開示部分は、本件弁護士が誰から業務を受任しているかの情報であって、当該情報は、秘密保持の義務を定めた弁護士法(昭和 24 年法律第 205 号)第 23 条に規定する「職務上知り得た秘密」に該当する情報である。

したがって、本件非開示部分を開示することにより、本件弁護士の正当な利益を害するおそれがあると認められることから、本件非開示部分は、条例第 19 条第 3 号本文に該当し、かつ、前記 5 (3)に記載した条例第 19 条第 2 号ただし書イ該当性の判断と同様、本件非開示部分が条例第 19 条第 3 号ただし書に該当する事情は認められない。

以上より、本件非開示部分は、条例第 19 条第 3 号にも該当すると認められる。

7 結論

以上により、第 1 記載のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 野呂充、委員 小林邦子、委員 坂本団、委員 小谷真理

(参考) 調査審議の経過 令和元年度諮問受理第 116 号

年 月 日	経 過
令和 2 年 3 月 4 日	諮問書の受理
令和 2 年 10 月 19 日	実施機関から意見書の受理
令和 3 年 2 月 26 日	調査審議
令和 3 年 3 月 18 日	調査審議
令和 3 年 4 月 27 日	答申